

<お知らせ情報（C情報）に至らないごく軽度な機器故障>（月報）

（機器の故障に起因する不適合事項（軽微なもの））

平成 21 年 11 月分

No.	発生日	設 備	概 要	処置状況 (3月31日現在)	発生場所
1	H21.11.2	主タービン速度検出回路 (主タービンの回転速度を検出する回路)	<p>定期検査期間中、主タービン速度検出回路内の速度入力回路に、過電圧保護用の接地が行われていないことを確認した。</p> <p>このため、当該回路の接地を実施した。</p> <p>原因調査の結果、製造メーカーの製作図面において、当該回路の接地箇所の記載が不明確であったため、接地が行われなかったことが判明した。</p> <p>このため、接地箇所が明確になるよう製作図面の記載を見直した。</p>	処置済み	中 央 制 御 室
2	H21.11.8	軽油タンク (非常用ディーゼル発電機の燃料を貯蔵するタンク)	<p>非常用ディーゼル発電機の軽油タンクレベル計において、月例の定期試験前後の指示値に変化がなかったため、タンクレベルを実測したところ、実測値と差異があることを確認した。</p> <p>当該レベル計を点検した結果、タンクレベルを検出するフロートを接続するワイヤーが当該レベル計巻き取り装置から外れていることを確認したため、ワイヤーを復旧し、レベル計の指示値が正常となったことを確認した。</p> <p>原因調査の結果、タンクレベルの確認時に誤ってワイヤーがたるむ方向にハンドルを回したため、ワイヤーが巻き取り装置から外れたものと判断した。</p> <p>このため、ワイヤーがたるむ方向への操作を禁止する旨、現場に表示を行った。</p>	処置済み	屋 外

3	H21.11.8	<p>気体廃棄物処理系設備 （気体状放射性物質の放射能を減衰させる設備）</p>	<p>定期検査期間中，排ガス循環水ポンプの点検後の水張り時に，当該ポンプ出口フランジ部において，水のにじみが確認された。 このため，当該フランジ部のパッキンを取替えて復旧した。 原因調査の結果，点検作業中に追加作業が必要となり，工事要領書の修正が必要であったにもかかわらず，修正を行わずに点検を進めたため，適切なパッキンの取替作業が実施されていなかったことが判明した。 このため，工事要領書を適切に修正のうえ工事を実施するよう再度教育を行った。</p>	処置済み	タービン 建屋
4	H21.11.9	<p>原子炉压力容器胴フランジ温度計 （原子炉压力容器胴フランジの温度を測定する計器）</p>	<p>定期検査期間中，3台ある原子炉压力容器胴フランジ温度計の1台において，正常な指示値を示していないことを確認した。 このため，当該温度計を取替えて復旧した。 原因調査の結果，原子炉压力容器の蓋の取付け作業時に温度検出器のケーブルに力が加わり折損したものと判断したが，力が加わった原因の特定にはいたらなかった。 このため，原子炉压力容器の蓋の取外し，取付けの工事仕様書に当該検出器に接触したり衝撃を加えないように注意する旨を追記した。</p>	処置済み	原子炉 建屋

5	H21.11.10	<p>環境モニタ計算機伝送装置 (モニタリングポスト等の測定データを収集して、当社ホームページへデータを伝送する装置)</p>	<p>定期検査期間中、モニタリングポストNo. 1の点検を実施するため、環境モニタ計算機伝送装置の設定を変えてホームページ上の表示を「調整中」とした後、模擬の信号を当該モニタリングポストに発信したところ、点検を実施していないモニタリングポストNo. 2～4および6～8についてもホームページ上の表示が「調整中」となった。点検終了後は、「調整中」の表示が消えて、正しい測定値が表示された。</p> <p>ホームページサーバーにデータを送信するプログラムの不具合により発生したものと判明したことから、プログラムの修正を行った。</p> <p>原因調査の結果、ホームページの表示プログラムについて、メーカーでの製作時にプログラム入力誤りがあったことを発見できなかったためと判断した。</p> <p>このため、メーカーではプログラム製作時に、プログラムが適切に入力されていることを確認する体制を整備し、当社でもその結果を確認することとした。</p>	処置済み	事務本館
6	H21.11.11	<p>原子炉冷却材浄化系ポンプ (原子炉水中の不純物を除去し水質を維持する設備のポンプ)</p>	<p>原子炉冷却材浄化系ポンプの電流測定を行ったところ、通常より高めであることが確認されたため、当該ポンプを停止した。その後、当該ポンプの分解点検を行ったところ、部品の一部に摩耗が確認された。</p> <p>このため、当該ポンプを予備品と取替えて復旧した。</p> <p>原因調査の結果、当該ポンプ電動機の分解点検時に、電動機モータ巻線を気中保管した際、巻線に錆が発生し、その錆がポンプ電動機軸受に混入したためと推定した。</p> <p>このため、モータ巻線の保管は水中保管とすることと、点検後のポンプ組立て時には、洗浄水にてモータ巻線を洗浄することを、工事仕様書に反映した。</p>	処置済み	原子炉 建屋

7	H21.11.11	計装用圧縮空気系設備 (建屋内外の計装, 制御系の機器に圧縮空気を供給する設備)	<p>定期検査期間中, 2台ある計装用空気圧縮機の間冷却器のうち1台の点検において, 冷却器伝熱管を固定するプレートのボルトが損傷していることを確認したため, 当該ボルトの取替えを行った。</p> <p>原因調査の結果, 工場製作段階において当該ボルトのナットが緩んだ状態で装着されたため, 空気圧縮機の運転中の振動によりボルトが損傷したものと判断した。</p> <p>このため, 工場での製作が適切に実施されるよう製造メーカーのチェックシートにナットの締め付け状況確認欄を追記した。</p>	処置済み	原子炉 建屋
8	H21.11.13	高圧復水ポンプ (復水器から送られた復水を昇圧して原子炉給水側へ移送する設備)	<p>定期検査期間中, 3台ある高圧復水ポンプのうち1台の水張り中に, 当該ポンプのケーシングの隙間から水のにじみが確認された。</p> <p>このため, 当該ポンプの分解点検を実施し, パッキンの取替えおよび液状パッキンを塗布して復旧した。</p> <p>原因調査の結果, 定期検査期間中に実施した点検後の組立作業において, 通常使用することになっている液状パッキンが塗布されていなかったことが判明した。</p> <p>当該作業のチェックシートに液状パッキンの塗布についての記載が不明瞭であったため, チェックシートに作業上の注意事項として明記した。</p>	処置済み	タービン 建屋

・「不適合」とは, 要求事項を満たしていない状態をいいます。

処置状況欄記載の「対応中」, 「補修済み・取替済み・復旧済み」, 「処置済み」については, 以下の状況をいいます。

- ・対応中 : 要求事項を満足する状態に復旧中です。
- ・補修済み・取替済み・復旧済み: 要求事項を満足する状態に復旧済みです。
今後, 原因調査, 対策等を講じます。
- ・処置済み: 要求事項を満足する状態に復旧し, 原因調査, 対策等を実施済みです。
なお, 今後, 水平展開について検討・対応します。